

## 5. 各国の男女共同参画に係る主な取組の流れ（年表）（韓国）

### <政治分野>

年	施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き	
1970年代以前	1948年 大韓民国憲法制定・公布	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「すべての国民は、法の前に平等である。何人も性別、宗教又は社会的身分により、政治的、経済的、社会的、文化的生活のすべての領域において差別を受けない。」と規定(11条1項)</li> <li>・雇用、賃金及び勤労条件における女性の差別の禁止(32条4項)</li> <li>・母性保護を規定(36条2項)</li> </ul>		
	1965年 政治資金に関する法律(政治資金法)制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各政党に支給される国庫補助金の10%を女性の政治力向上にあてることを義務付ける。(17条2項)</li> </ul>		
1970年代			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択[1975年]</li> <li>◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択[1979年]</li> </ul>	
1980年代			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択[1980年]</li> <li>◆女性差別撤廃条約批准[1984年]</li> <li>◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択[1985年]</li> </ul>	
1990年代	1994年 56女性団体が「割当制導入のための女性連帯」を結成	クォータ制の導入と女性候補者の発掘・選挙活動の支援が主な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択[1990年]</li> <li>◆第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動(北京)」 「北京宣言及び行動綱領」採択[1995年]</li> </ul>	
	1994年 公職選挙法および選挙不正防止法(1994年3月制定)	全国区の比例候補の一定割合を女性に割り当てる比例代表候補割当制の根拠法		
	1995年 女性発展基本法(1995年制定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等及び女性の参画促進の基本法</li> <li>・政治分野のクォータ制導入の根拠法</li> </ul>		
2000年代	2000年 政党法改正	初めて「女性割当制(クォータ制)」が制度として法的根拠が設けられる	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)[2000年]</li> <li>◆国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)[2005年]</li> </ul>	
	2002年 政党法、公職選挙法および選挙不正防止法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30%比例代表のクォータを50%に引き上げ</li> <li>・奇数を女子に割り当てるジッパー方式の導入</li> <li>・地方選挙広域議会に限り、上記に違反した場合の罰則規定が設けられる(候補者登録の無効化や比例名簿は受理しない)</li> </ul>		
	2004年 政党法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会議員の比例代表選挙に50%クォータ制を定める</li> <li>・小選挙区についても候補者の30%以上を女性にする努力義務を課す。順守した政党には政治資金助成金を追加支給</li> </ul>		
	2005年	公職選挙法および選挙不正防止法改正		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会議員選挙、市道議会選挙、自治体(自治区・市・郡等)議会選挙における比例代表制およびクォータ制を規定</li> <li>・各議会選挙の比例代表名簿は交互名簿方式を採用し、推薦される男女比率を50%にすることを義務付け(第47条)⇒これに違反する名簿は無効(第52条)</li> </ul>
		政治資金に関する法律		女性候補者を5%以上推薦した政党に対し、女性推薦補助金を支給し、補助金は女性候補者の選挙経費として使用することを規定
2010年代	2010年 公職選挙法改正	地方選挙の小選挙区の30%クォータに強制条項が追加される ※例外条項 末端の自治単位「郡」議会の選挙区では強制適用免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)[2010年]</li> <li>◆UN Women 正式発足[2011年]</li> <li>◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2012年]</li> <li>◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2014年]</li> </ul>	

<行政分野>

年		施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き
1970年代				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和)国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択[1975年]</li> <li>◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択[1979年]</li> </ul>
1980年代	1989年	男女区分別募集制の廃止	<p>国家公務員の採用試験は、従来男女別に募集定員が決められ女性の募集定員は全体の10～20%に制限 ⇒不合理な差別であるとし、男女別募集が廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択[1980年]</li> <li>◆女性差別撤廃条約批准[1984年]</li> <li>◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択[1985年]</li> </ul>
1990年代	1995年	女性発展基本法(1995年制定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等及び女性の参画促進の基本法</li> <li>・5年毎に「女性政策基本計画」策定の義務化(1997年策定)</li> <li>・国や地方自治体に対して各種委員会などの政策決定過程の女性参加拡大努力義務を規定(第15条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択[1990年]</li> <li>◆第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動(北京)」 「北京宣言及び行動綱領」採択[1995年]</li> </ul>
	1996年	国家公務員の採用試験に「女性公務員採用目標制」を導入(後に両性平等採用目標制に転換(2003年))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方自治体の公務員を5人以上採用する試験において、女性の割合を30%とすることを規定</li> <li>・1996年から2000年まで5級と7級の採用試験に時限的な女性採用目標(1996年の10%から2000年の20%まで段階的に拡大)を定め、目標割合に達しない場合には、一定の範囲で合格ラインを引き下げ、成績順に目標割合に達するまで女性を追加合格させる</li> </ul>	
	1999年	軍加算点制の廃止	<p>軍加算点制(兵役に服した後に除隊し、7級及び9級試験を受験した者に対して試験成績に加点する制度)の廃止により採用試験における実質的な男性優遇措置が撤廃</p>	
2000年代	2002年	女性発展基本法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や地方自治体に対し女性の参加が著しく不振な分野における「暫定的優遇措置」を強化(第6条)</li> <li>・政府は「女性公務員採用目標制」を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)[2000年]</li> <li>◆国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)[2005年]</li> </ul>
	2003年	「女性公務員採用目標制」から「両性平等採用目標制」への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女両性を対象とし、いずれか一方の性の合格者の割合が30%未満のときに一定の成績内で該当する性別の受験者を目標割合に達するまで追加合格させる</li> <li>・9級試験等にも適用対象拡大</li> </ul>	
		教育公務員法(1953年4月制定、2003年改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学の女性教員の任用拡大を目的とした積極的法的措置</li> <li>・大学の人事委員会に一定割合の女性委員を含めるクォーター制の導入(第5条)</li> <li>・国、地方自治体ならびに大学長に対する実効責任を規定(第11条4項)</li> </ul>	
		女性科学技術者育成及び支援に関する法律施行令(2003年制定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性科学技術人材育成委員会を設置</li> <li>・女性科学技術者の採用目標制度を国立研究機関及び政府投資機関研究所など公共部門に導入</li> </ul>	
2007年	第一次「4級以上女性管理者任用拡大5か年計画」の開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性公務員任命制を導入</li> <li>・2006年末時点で5.4%の4級(課長クラス)以上の女性公務員を2011年までに10%にする目標を設定</li> <li>・地方では、自治体のレベルに応じた目標を設定。行政自治部が「自治団体女性公務員点検計画」でモニタリングを実施</li> </ul>		
2010年代	2012年	第2次「4級以上女性管理者任用拡大5か年計画」開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年までに課長級以上に占める女性の割合を15%とする目標を設定</li> <li>・この目標は各省庁が5級の在職状況などから目標の原案を作成し、安全行政部と各省庁が可能な限り高い目標を掲げるよう調整した上で設定された</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)[2010年]</li> <li>◆UN Women 正式発足[2011年]</li> <li>◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2012年]</li> <li>◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2014年]</li> </ul>

<経済分野>

年	施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き	
1970年代			◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択[1975年] ◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択[1979年]	
1980年代	1987年 男女雇用平等法(1987年制定)	・憲法の平等理念に基づき、雇用における男女の平等な機会と待遇を保障 ・国および自治体を含めた労働者を使用する全ての組織に適用(第3条) ・違反による罰則有 ・間接差別の概念を導入	◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択[1980年]	
	1989年 男女雇用平等法改正	・同一労働同一賃金を規定 ・性差別禁止を規定 ・育児休業を規定 ・処罰規定を新設	◆女性差別撤廃条約批准[1984年] ◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択[1985年]	
1990年代	1991年 乳幼児保育法制定	・家庭内養育が困難な乳幼児の保育が対象 ・常時女性勤労者500名以上の事業所に対して、単独あるいは共同で職場に保育所を設置、もしくは地域の保育所と委託契約を締結して、従業員の子育て支援を行うことを義務付け ・職場に保育所を設置できない事業主は、代わりにその従業員に保育手当を支給	◆国連婦人の地位委員会拡大定期国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択[1990年]	
	1997年 労働基準法改正	常駐する5人以上雇用している事業所を対象に、女性労働者及び未成年者に対する保護条項(時間外勤務の制限、出産前後有給休暇、解雇の制限等)を規定	◆第4回世界女性会議「平等、開発、平和のための行動(北京)」「北京宣言及び行動綱領」採択[1995年]	
	1999年 女性起業支援に関する法律(通称・女性起業支援法)(1999年制定)	国および地方自治体に対し、女性の企業活動や起業を促進するため、資金・人材・情報・技術・販路等総合的な支援と平等な事業機会の確保に向けた努力を義務付け		
2000年代	2001年 労働基準法、男女雇用平等法、雇用保険法の改正	・出産休暇を90日に拡大 ・育児休業給付の支給実施		
	2002年 女性起業支援に関する法律(通称・女性起業支援法)改正	・国家および地方自治体による女性科学技術者支援センターの設置が可能となる(第14条) ・女子学生への優遇や既婚女性科学技術者に対する両立支援策を規定。 ・国家および地方自治体に対し、暫定的に女性科学技術者の数が少ない科学技術分野への採用目標比率および組織別昇進目標比率を一定水準で設定。(第11条1項)		
	2004年 乳幼児保育法(2004年改正)	・保育に対する公共投資・保育予算の拡大 ・保育施設評価認定制度の導入 ・保育士の資格管理体系の導入		
	2005年	女性起業支援に関する法律(通称・女性起業支援法)改正	男性の経営する企業であっても、当該企業の最高意思決定に参加する女性であれば、支援対象に含めるよう変更	
		男女雇用平等法改正	労働基準法、雇用保険法とあわせて母性保護負担の社会化を目的として部分改正	
	2006年	女性人材開発総合計画(2006~2010年)	2010年までに女性経済活動率55%達成、女性就職先を60万件拡大が目標	◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)[2000年]
		乳幼児保育法改正	女性300人以上または従業員数500人以上の事業所に職場保育所の設置義務。	◆国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)[2005年]
		アフーマティブ・アクション(積極的改善措置)を導入	・常時勤労者が1000人以上の企業と公共機関に、男女別の雇用者数と女性管理職比率の提出を義務付け ・規模別産業別に平均値を算定 各産業平均値の60%に満たない企業に対して改善計画を策定し、履行するよう指導	
	2007年	男女雇用平等と仕事と家庭の両立支援に関する法律(旧男女雇用平等法)改正	仕事と家庭との両立支援のために、配偶者の出産休暇、育児休業制度、育児期間中の勤務時間の短縮等の制度を改正・新設	
	2008年	経歴断絶女性等の経済活動促進法制定	5年毎に「経歴断絶女性等の経済活動促進に関する基本計画」の策定	
経歴断絶女性等の経済活動促進に関する基本計画(第一次)		・女性家族部と労働部が共同で5年毎に計画を策定。 ・政策目標は2014年までに女性経済活動参加率60%の達成。 ・基本方針①女性の労働市場への再参入と件の改善②経歴断絶女性の規模縮小		
2010年代	2010年 雇用平等及び仕事と家庭の両立支援法改正	・配偶者出産休暇 ・短時間勤務制	◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)[2010年]	
	2011年 雇用保険法改正	短時間勤務に対する育児休業給付	◆UN Women 正式発足[2011年]	
	2014年 働く女性のための生涯キャリア維持支援策	・夫婦のうち、2番目の育児休業取得者に対する最初の1カ月の育児休業給付(通常賞金の100%) ・育児休業している非正規雇用との労働契約を延長する企業に対する継続雇用支援金 ・労働時間短縮制度の活性化(最大2年まで、通常賞金の60%を支給) ・子育てケア・サービスク女性を優先 ・国公立保育園に時間選択制労働者のための保育班を設置 ・国公立保育園毎年150カ所拡充 ・保育園の評価認証制度義務化	◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2012年] ◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2014年]	